平成２５年（フ）第１８７号
岩手県岩手郡岩手町大字五日市第10地割127番地１　アルモニー102号
債務者　佐藤　定好
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１９１号
盛岡市南仙北２丁目９番30号　沢口荘ロ号
債務者　吉田　絹子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２１７号
愛知県一宮市北方町中島字西郷1356番地２
債務者　林　　和人
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２１号
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地１　江南団地58棟502号
債務者　中村　里美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２４４号
愛知県一宮市高田字向畑５番地　岩田ハイツ201号
債務者　浦川　広之
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２４５号
愛知県一宮市光明寺字千馬73番地
債務者　長尾　美沙
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５８号
大阪府岸和田市春木泉町１番13―302号、申立時の住所大阪府岸和田市春木泉町１番12―503号、前住所大阪府和泉市今福町１丁目16番２号ストーリアB101
債務者　南川　拓也
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９２号
大阪府泉南郡岬町孝子199番地の１
債務者　川上　拓三
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
大阪府岸和田市春木大国町４番４号、前住所大阪府岸和田市春木泉町17番３号
債務者　脇川　夏季
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
大阪府貝塚市新井26番地エスポワール108号
債務者　立元　辰徳
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
大阪府岸和田市西之内町64番22号堂本ハイツ101号、前住所大阪府岸和田市今木町402番地の８
債務者　鈴木　信幸
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
大阪府岸和田市西之内町64番22号堂本ハイツ101号、前住所大阪府岸和田市今木町402番地の８
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
大阪府岸和田市港緑町５番３―804号
債務者　田中　正紀
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
香川県高松市木太町1890番地３　エスティム林道207号室
債務者　森　　直代
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５６号
香川県高松市木太町1890番地３　エスティム林道207号室
債務者　森　みよ子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４７号
京都府京都市南区東九条南石田町39番地　プラザハイツ305号、申立時の住所香川県高松市香川町浅野502番地11
債務者　土岐久美子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７７号
香川県高松市仏生山町甲2139番地２
債務者　鎌野　宏治
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係